



2日 八十八夜、3日憲法記念日、4日 みどりの日、5日 こどもの日、6日 立夏、8日  
世界赤十字デー、12日 看護の日、14日 母の日、21日小満、31日 世界禁煙デー

## 1. May 改正情報・案内

(1) 国民年金第1号被保険者の保険料は、今年度は16,520円

|         | R4年度    | R5年度    | R6年度    |
|---------|---------|---------|---------|
| 法定保険料額  | 17,000円 | 17,000円 | 17,000円 |
| 実際の保険料額 | 16,590円 | 16,520円 | 16,980円 |

(2) キャリアアップ助成金の令和5年度の支給額は以下のとおりです(カッコ内は大企業の額)。なお、生産性要件は廃止となりました。★正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要ですが、年々、審査が厳しくなっており、就業規則と賃金規程の中身を精査されるようになっていきますので、手続きは弊社にお任せください。

① 有期→正規：57万円(42.75万円) ② 無期→正規：28.5万円(21.375万円)

1年度1事業所あたり20人まで受給ができます。また、以下の場合に支給額が加算されます。

- ・派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合→28.5万円(大企業も同額)
- ・母子家庭の母等または父子家庭の父を正規雇用労働者として直接雇用した場合
  - ① 有期→正規：9.5万円(大企業も同額) ② 無期→正規：4.75万円(大企業も同額)
- ・勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換等をした場合→1事業所当たり

表 2023年度の雇用保険料率

|              | 従業員負担   | 会社負担       | 合計         |
|--------------|---------|------------|------------|
| 一般の事業        | 6/1,000 | 9.5/1,000  | 15.5/1,000 |
| 農林水産・清酒製造の事業 | 7/1,000 | 10.5/1,000 | 17.5/1,000 |
| 建設の事業        | 7/1,000 | 11.5/1,000 | 18.5/1,000 |

1回のみ9.5万円  
(7.125万円)

※(労働者分保険料率) 健康保険 49.65→50.05 (愛知) /1000、介護保険 8.2→9.1 /1000  
厚生年金保険 91.5 /1000 雇用保険 6 /1000 (建設業 7 /1000)

## 2. 名言名句

「厭離穢土 欣求浄土(おんりえど ごんじょうど)」

徳川家康の旗印

平安中期の高僧・源信(恵心僧都)が著した「往生要集」に記された言葉で、「穢(けが)れたこの世を厭(いと)い、離れたたいと願ひ、心から欣(よろこ)んで平和な極楽浄土を冀(こいねが)う」という意味

## 3. 法改正等ワンポイント

### 令和6年4月から労働条件明示ルールが改正

来年4月1日から、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されますが、その詳細を定める通達等が発出されました。

(1) すべての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時

明示事項①：就業場所・業務の変更の範囲

(2) 有期労働契約の締結時と更新時

明示事項②：更新上限(通算契約期間または更新回数の上限)の有無と内容

※併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者にあらかじめ説明することが必要

(3) 無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時

明示事項③：無期転換申込機会・無期転換後の労働条件

※併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならない。

|                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |       |
|-----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------|
| イメージ                                                | (一般労働者用；常用、有期雇用型) 労働条件通知書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  | 年 月 日 |
| <div>殿</div> <div>事業場名称・所在地</div> <div>使用者職氏名</div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |       |
| 契約期間                                                | 期間の定めなし、期間の定めあり ( 年 月 日～ 年 月 日)<br>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入<br>1 契約の更新の有無<br>[自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他 ( ) ]<br>2 契約の更新は次により判断する。<br>( 契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力<br>会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況<br>その他 ( ) )<br>3 更新上限の有無 (無・有 (更新 回まで/通算契約期間 年まで) )<br>【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】<br>本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約 (無期労働契約) の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日 ( 年 月 日 ) から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無 ( 無 ・ 有 (別紙のとおり) )<br>【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】<br>無期転換申込権が発生しない期間： I (高度専門) ・ II (定年後の高齢者)<br>I 特定有期業務の開始から完了までの期間 ( 年 か月 (上限10年))<br>II 定年後引き続いて雇用されている期間 |  |       |
| 就業の場所                                               | (雇入れ直後) (変更の範囲)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |  |       |
| 従事すべき業務の内容                                          | (雇入れ直後) (変更の範囲)<br>【有期雇用特別措置法による特例の対象者 (高度専門) の場合】<br>・特定有期業務 ( 開始日： 完了日： )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |       |

#### 4. 統計・情報

① 技能実習制度廃止とその後創設する新制度を検討している政府の有識者会議は、中間報告書の修正案をまとめた。新制度と特定技能制度の対象職種を一致させる考えは維持しつつ、現行は対象分野でない技能実習職種の特定技能制度対象分野への追加を検討するとした。永住も可能となる「特定技能2号」の対象分野の追加も検討する。転籍制限緩和については、総合的な観点からの議論とあわせて人権侵害や法律違反が確認された場合の救済の仕組みや転籍先を速やかに確保する方策も、議論する。(4月19日)



② 政府は、パスポートの新規発行や運転免許証の手続きで、紙の戸籍謄本などの証明書の事前取得や提出を不要にして事務処理完了までの期間も短縮する。マイナンバーカードを使ってインターネット上で申請を完結できるシステムを整え、2025年3月までの開始を目指す。(4月2日)

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

「二刀流」は、野球で「打者と投手の両方をこなす」ということでメジャーリーグの大谷選手の代名詞のようになっていますが、「ミュージシャンと俳優」を一流としてこなす芸能人としては「福山雅治さん」が挙げられると思います。他には若手ですが「菅田将暉さん」もそうだと思います。俳優として活躍先行しながら歌手として最近大注目されています。歌はサブ的かと最初は思っていました、武道館ライブまでやりました。先日TVで知ったのですが、小さい頃ピアノも習っていたそうで、ギターも弾ける！全部ではないですが作詞作曲も！なるほど素晴らしい。声にまた聴き手を惹きつける魅力があり、イイ曲ばかりでこれからも期待します。

話は変わりますが、菅田将暉さんの「菅田」は「すだ」と読みます (本名は菅田ではありません) が、弊所の住所の「菅田」は「すげた」です。岐阜県下呂市金山地区には「菅田」という地区があり「すがた」と読みます。以前総理をした二人の「菅」さんは「すが」と「かん」。読みは知らないと間違えて読んでしまうことがありますね。戸籍法が来年改正されて、戸籍に読み方・フリガナが記載される予定です。最近のお子さんのキラキラネームには慣れましたが、フリガナが無い場合にどう読んで良いかわからない事が多く、手続で困ることがあります。聞いて驚くことでは、性別が予想と反対のこともあります。戸籍法改正は良いことと思うのです。(S)

Jump 2023